

学校における

業務改善

についてご理解ください



○教職員の働き方の現状は…

本町では、国と県による教職員の働き方改革の方針を踏まえ、全教職員が勤務時間外に働く時間を、1か月につき45時間以内となることを目指しています。

しかし、現状では約2割の先生が45時間を超えて勤務している実態があります。

○働き方を変える「業務改善」が必要です！

勤務時間を超えて働くことが重なると、教職員は疲弊し、日頃の子どもたちへの指導にも影響を与えてしまいます。

教職員の負担を軽減し、ワーク・ライフ・バランスの充実を図るためには「業務改善」が必要になります。



そこで本町では、令和8年3月に

「小野町教職員働き方改革アクションプラン」

を策定し、様々な取り組みを進めています！

例えば、このような取り組みを行っています！

○チーム学校の構築

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、サポートティーチャー、特別支援員、ICT支援員等の配置により、教職員の負担軽減を図るとともに、学校での対応・解決が困難な事象等が発生した場合の相談体制を整えます。

○マネジメント体制の強化

小野町教育委員会は、毎月、各学校における教職員の時間外勤務時間を把握し、厳正に評価・指導を行っていきます。また、各学校の勤務時間は8時10分から16時40分までとなり、定められた開錠・施錠時刻を厳守するよう指導します。

○持続可能な部活動運営

部活動は次のルールを遵守し実施します。

- ①活動日のルール 平日2時間 休日3時間を原則とする。
- ②休養日のルール 平日に1日以上、週休日に1日以上以上の休養日を設ける。
- ③第3日曜日は、家庭の日として部活動は原則実施しない。



○業務改善を行うメリットは…



学校における業務改善を推進することで、**教職員の負担が軽減**され、子どもたちのための業務に集中することができるとともに、**教職員が生き活きと、やりがいを持って日々の業務にあたる**ことができるようになります。

そして、そのことにより**質の高い授業の実現**や**子供と向き合う時間の確保**につながります。つまり、学校における業務改善は、**教職員・子どもたち、双方にとって有益であり、大切なこと**なのです。

未来を担う子どもたちのためにも、学校における業務改善にご理解・ご協力をお願いいたします。

業務改善を一層
進めるために、



保護者や地域の皆さまへのお願いです。

★教職員の勤務時間や休憩時間へのご配慮をお願いします。

- 教職員の勤務時間は、原則8：10～16：40です。
- 勤務時間中には、学校ごとに定める45分間の休憩時間があります。
- **教育相談や面談は、教職員の勤務時間内に行うことなどについて、ご理解をお願いします。**
- スクールソーシャルワーカーやICT支援員などの専門職員は、常勤していませんので、相談等にあたっては事前に各学校へご相談ください。

【お問合せ 小野小学校：Tel 72-3069 小野中学校：Tel 72-3355】

★「子ども見守り活動」にご協力ください。



○ 子ども見守り隊 ボランティア募集中！

本町では、令和3年度より【地域学校協働本部】を立ち上げ、町の将来を担う子どもたちのために、地域住民で何ができるかを検討しながら継続的に支援を行っています。その活動の一つとして「子ども見守り活動」を実施しています。子どもたちの安全・安心のためには、地域の皆さまのご協力が欠かせません。

小野町地域学校協働本部では、**子どもたちの登下校時の見守り活動にご協力いただけるボランティアを募集しています。**【お問合せ 小野町公民館 Tel 72-2125】

<リンク>

文部科学大臣

文部科学大臣メッセージ
～子供たちのための学校の働き方改革 できることを直ちに、一緒に～



本町の取組

小野町教職員働き方改革アクションプラン
～みんなで変わろう！変えよう！子どもたちの未来のために～



小野町教育委員会

福島県田村郡小野町大字小野新町字中通2番地

【電話 72-6780 FAX 72-2127】